

これはやむを得ないことでありまして、解散に伴う必然の結果でありますから、解散がよかつたか、悪かつたかという問題に結局帰すると思ひます。しかし私は、当時において解散をいたすほか、政府としてはとるべき道がないと考えて解散をいたしたのであります。

○中村(三)委員 それではお確かめいたしますが、解散のため、さういふ事態の起つたことはやむを得ないというお考えでございますか。

○吉田國務大臣 それはやむを得ないことと考へます。

○中村(三)委員 やむを得ないと言われるところに、私はさらに進んで總理の善後処置に対する誠意を問わなければなりません。予算は一日も存在がないということはできません。しかしながら、解散の結果、全体の国民経済、国政の運用に停滯と一つのむらを生じておることはこれは事実であります。ゆえに、政治というものは筋を通すこととあります。よつて来るところの原因をただし、責任の所在を明確にすることとあります。しこうして、私の申しします責任の所在というものは、すみやかに本予算を編成せられ、もつて暫定予算をこれに吸収し、ことに新たな政策を盛り、長期の計画を持ち、予算の不成立と暫定予算の便法による空白をすみやかに埋めるといふことが、吉田内閣がまさにやらなければならぬ役割であると思ひ、またわれわれはそれに対して總理のお考えをただしおかなければなりません。

○吉田國務大臣 お答えをします。ごもつともあります。政府としては、なるべく早く本予算を提出するため

に、ただいま大蔵大臣その他がしきりに予算の編成を急いでおりますが、ただ大蔵大臣が違ひましたから、新大蔵大臣の考えもありましたから、ただちに前議會に出した予算をそのまま出すといふことはできないかもしれせん。しかし、新大蔵大臣においても十分研究した上で、本予算はなるべくすみやかに提出いたすようにいたします。

○中村(三)委員 暫定予算は單なる暫定予算ではありません。本予算の一つの前提である。従つて、われ／＼が暫定予算の審議を求められる場合におきましては、来るべき本予算の方向についても私はただしおかなければならぬと思つております。今日の予算は、予算を通ずる經濟の發展をはかるべきであつて、生産予算に転換を早めて行かなければなりません。また長期の計画を立て、日本經濟の根本的建直しをなすとともに、社會保障制度を拡充し、もつて國民生活の安定をはからなければなりません。また財政と金融との総合的調整をはかり、極端なるインフレと極端なるデフレを防止して行かなければなりません。ことに中央、地方を通ずる税制を改革する必要に迫られてゐるのみならず、今日の税金の取立ては、強制的制当であり、また収め奪うところの収奪化いたしておるものであります。ゆえに本予算の編成にあたりましては、この現在の横暴な徴税制度を根本的に改革するの熱意を示すにあらずば、税金に対する國民思想は悪化の一途をたどるのであります。税金は思想の問題ではあります。税金は思想の問題ではあります。この点を當局者はよくお考えにな

る必要ありと私は信ずるのであります。これらの方向に対して私は總理のお考えをただしおきます。

○吉田國務大臣 お尋ねの御意見は伺つておりますが、政府としてもなるべく税の負担を軽減するように努力いたすつもりであります。また従来も努力いたしたつたのであります。この政策は今後といへども踏襲いたします。か

りに大蔵大臣がかわつても、この方針については、政府としては、あくまでも財政の整理とともに、税負担の軽減はいたすつもりであります。詳細のことは本予算のときに御説明いたします。

○中村(三)委員 吉田總理は長く英國におられたと承ります。英國におきましては、總理大臣は大蔵大臣を経た人がなつておるようであります。これは財政經濟に経験と長識があるためであります。私は外交官出身たる吉田總理にこれを求めるのではありませんが、總理も内閣を組織せられることと五たび、この財政經濟の方針についてとお考えになり、今日の日本の經濟の建直し、時局、經濟に対して誤りなきを期せられんことを私は要求せざるを得ないのでございます。

總理に対する質疑はこれで終了しますが、委員長に御了解を得たいことは、一昨日私の質問に対する國稅庁長官の答弁が残つておりますから、この際國稅庁長官より答弁を求めたいのであります。

○尾崎委員長 ちよつと御了解をいたしたいのでありますが、それは總理に對する御質疑が終つたあとでよろしゅうございませうか。

○中村(三)委員 あとまわしでもかま

いません。ただそれだけ申し上げておきます。

○尾崎委員長 丁承いたしました。成田知巳君。

○成田委員 一昨日の本委員會で、總理が御出席なかつたために、政府側の答弁で明確を欠いてゐた点について、二、三この際總理にお尋ねしてみたいと存じます。

一昨日の本委員會におきまして、小笠原大蔵大臣は、八月から本予算案を實施する見込みである、四月、五月、六月、七月は暫定予算で行くのだ、こゝういふ方針をお示しになつたのであります。ただいまの總理の御答弁にもあります。ただいまの總理の御答弁にもあります。ただいまの總理の御答弁にもあります。ただいまの總理の御答弁にもあります。

○成田委員 私が尋ねたのは、予算の内容についてお尋ねしたのではななくて、相当の變化があるとするれば、その前提として内閣の主体性の問題、政局の安定について、少数単独内閣として出た吉田内閣としていかなる御構想を持つていらつしやるか、これをまず承つたのでありますから、御答弁を願ひたいと存じます。

○吉田國務大臣 それは予算の編成の方針についてのことではなくて、政局をいかにして安定せしめて行くかといふことのお尋ねのようであります。これに對しては、なるべくわれ／＼と政策を同じうする同志、あるいは政黨の同情、あるいは支援を得て参りたいと思ひます。しからばどういふうにしてやるかといつてお尋ねになるかも知れませんが、それはまだ申し上げるところまで進んでおりません。

○成田委員 政局安定の方式として、志を同じくする人々の同情並びに援助を得たい、こゝういふ御答弁でありまし

たが、財界その他の要求をいたしまして、政局安定のために保守の再編成が唱えられていることは御承知の通りであります。総理は、この政局安定の問題について、日ごろ政治について筋を通すということを言つていらつしやいます。従つて同志の方を獲得し、あるいは同情を得られるにいたしまして、あくまでも筋をお通しになつてと思ふ。たとへば、ごほう抜きとか、その他のやみ取りはおやりにならない。そういう意味での筋を通した政局安定をおやりになつてと思ひますが、それについての御意見を承りたい。

と申すのであります。しかし社会党の諸君といへども、わがはいと政見を同じうせられるならば、喜んでお迎えをいたしたいと存じます。

あるといふので、九月から実施される予定で法案を出しになつておる。ところが、今閣下予算が七月まで行われるといふいたしましたならば、本予算は八月から実施される。そういういたしますと、準備期間を相当見込みますと、事實上警察法というものが今會計年度においては実施できない、この解釈せざるを得ない。従つて、警察法の改正については、政府は今国会に出しにならない方針じやないかと思ふのであります。その点をお伺ひいたします。

るから、警察法改正が実施されるのは九月からであると政府は御答弁になつた。すなわち五箇月間の準備期間が必要である。もし八月から本予算案を実施することになりますならば、五箇月の準備期間がいとすれば、事実上、昭和二十八年年度においては、警察法の改正は実施できないといふことになる。従つて、そういう無意味な警察法改正法案を出しになることはないだらう、こういう意味でお尋ねしておるわけでありまして、総理のお考えを承りたいと思ひます。

りまして、MSAの問題に關して相当示唆ある発言を行つております。一般の解釈するところによりますと、保安隊の人員の増強はやむを得ない、十五万程度の増強が行われるのじやないか、こういう観測さへ行われておるわけでありまして、八月から実施される本予算案が相当修正されるという見込みの今日、保安隊の増強というものが本予算案に組み入れられるかどうか、この点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

○吉田國務大臣 筋を通すことは、私は絶えず申し上げておるところであります。決して筋の立たないようなことはいたしませんから、この点は御安心願ひたい。しからばどう筋を通すかと切り込まれますと、今のところはちよつとお話できません。

は、憲法の精神に反するんじゃないか、こういう御質問を申し上げたのでありますが、政府の答弁はまったく要領を得ないのであります。この点總理として、事務管理内閣である当時の内閣が日米通商航海条約という重要な条約を締結したという事は、違憲のそしりを免れない、ごお考えにならないかどうか、明確な御答弁を承りたいのであります。

○吉田内閣大臣 私事務管理内閣という名称があるかどうかは承知いたしません。従つてまた、通商航海条約を締結していかぬというよりも立たないと思ひます。いやくも条約を締結することによつて国民が利益を受けるものであるならば、協議を進めて当然であると思ひます。この調印された条約が批准せられるかどうかは、一に国会の審議にまつのみでありまして、調印しなからといつて、それでもつてただちにその条約が成立したたのではないのであります。調印後において批准協賛を求めて、そうして国会が協賛をしたということになつて、初めて条約が効力を有するので、それまでの順序として調印した。なるべく早く国民の利益になるような条約はこしらへ上げて行くことが、いずれの内閣といへどもいたすべきものであると考へるのであります。私は、外務省がいたしたことは、決して憲法違反でもないければ、不当でもないと思ひます。

○成田委員 事務管理内閣という言葉があるかどうか知らないと言われたが、その問題は別といたしまして、少くとも内閣不信任案が通過した。国民は、吉田内閣を信任せず、こういう意思表示をやつたわけです。その内閣は

まさに選挙管理内閣である。事務管理内閣である。これを一般民間の例にとつてみましても、私たち普通の状態にあるときは、能力者として売買その他取引は自由にやれる。しかしながら、選挙管理内閣の宣告を受けた場合には、そういう能力というものは制限される。不信任が可決された内閣というものは、まさに選挙管理内閣なんだ。

（その通り）この選挙管理内閣が、国民の権利義務に重大な影響のある一總理は、国民のためにと言つた。ためにならぬならぬいふはわからない。私たちは、むしろ、あの旧株式の取得の問題、あるいはアメリカの金融機関に預金、信託業務を認める規定、こういう点から見まして、国民のためにならぬと思ひます。こういう重大な国民の権利義務に影響のある条約を、選挙管理内閣であるところの当時の吉田内閣において締結するといふことは、あくまでも違憲である、こう考へるのであります。いかがでございましょう。

○吉田内閣大臣 私の暫定内閣が選挙管理内閣であるかどうかは別のお話といたしまして、私の見解はかわつておりません。ただいま申しした通り、調印によつてただちに効力が発生するのではなくして、批准の準備行為として調印をしたのである。この条約が選挙管理内閣であるからして不都合であるといへば、批准を拒まれて、そうしてこれに對して賛成をせられなければ、それで問題は解決すると思ひます。

○田中（總）委員 関連して……。たゞいまの吉田總理の御答弁は納得が行かないのであります。いやくも条約締結という国政のうちで最も重要な案件を、不信任案の通過によつて、単に選

挙終了まで、次の国会が召集されたならば総辭職をしなければならぬといふことが憲法上明記されておる性格の内閣において締結することは、私は、これは責任政治の建前から見まして、きわめて重大な問題だと思ひるのであります。もし總理のような考へ方からいひますならば、あるいは憲法改正の問題にいたしまして、また憲法にこれは禁止いたしておる事項でありますけれども、現に保安隊のごとく、憲法第九條に違反したところの軍隊がつくられておるような情勢のもとにおいて、外国と戦争するといふようなことについて、もし政府が外国との間に何らかの了解をつけたならば、議會を解散して、そのただ単なる管理内閣の手においても、場合によれば、とにかく戦争にまで國民を引きずつて行くことも可能だといふことになると思ひます。御答弁では、われ／＼納得するわけには行かないのであります。この間の解散は憲法の第六十九條によつて行つた解散であるといふことを、一昨日法制局長官なり緒方副總理が明白にされておるのであります。その意味で三月十四日以降の吉田内閣といふものは、現在の内閣とは性格が違ふのであります。この点について總理は、現在もおこの日米通商航海条約を締結したことは当然である、批准の前の準備手続だと言われるのであります。私は断じてただ単なるそういう手続的な問題ではないと思ひますから、この点について明確な責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤（選）政府委員 一昨日の説明にさらにつけ加へますと、今御指摘のいろ

いろな例と、たゞいまの日米条約の關係は違ふと思ひるのであります。日米条約につきましては、先ほど總理から答へ申し上げました通り、いまだ批准がないのであります。この批准は国会の御審議によることとありますから、違ふと思ひます。

○田中（總）委員 今の問題はきわめて重大な問題で、先ほど成田委員の質問に對する總理の答弁についての質問でありますから、この際總理より率直に御答弁を願ひたいと思ひます。

○吉田内閣大臣 お答へをしますが、重要な問題であり、従つて答弁の正確を期するために、専門の政府委員からして答弁させるのが、私は最も適當な処置と考へます。しかし、たゞいまの政府委員の説明は、すなわち私の説明と御承知を願ひます。

○田中（總）委員 その点に私関連して、總理にお伺ひしたい点が一点あるわけでありまして。

それは、当面問題になつておる承認を求める暫定予算の中で、歳出の第一番の項目に、防衛支出金の百五十億円の項目が計上されておるのであります。これは説明によりますと、日米安全保障条約に基く行政協定に基くといふことが、明白にここにあげられておるのであります。これは条約の問題にも関連いたしますから、御質問申し上げるのであります。行政協定の問題は、われ／＼は、これは当然条約に準ずべきものであるから、議會の承認を得べきものである、吉田内閣は遂に議會の承認を得ないまま、恣意的に、これは米國政府との間に締結したものであり

ます。従つて今、日米通商航海条約の問題は、批准を前にしてのことであるから、單なる準備手続にすぎないといふことになりましますならば、議會の承認を得ておらないところの日米行政協定に基くといふものは、何ら法律に基くは國民を拘束するものではないのであります。防衛費といふものは、かりに米國側が負担しておいたもので日本側が負担すべきものであるならば、新内閣が成立したあとでも提出することは可能なんです。それにもかかわらずこれを計上しておるといふところにも、条約あるいは行政協定というより國民の権利義務に重大な關係を持つ問題に對する憲法の規定を、現内閣が遵奉するといふ精神が欠けておる。具体的にこの防衛費百五十億円の計上にもそれが現れておる。百五十億円のうちの國民の経済にとつては莫大なる負担であります。この点から、これはどうしても總理に、憲法の條約に關する規定の根本的な考へ方として、重ねて御答弁を願ひたいと思ひるのであります。

○岡崎内閣大臣 これは當時非常な議論になりました。田中君も覚えておいでになることと思ひますが、われ／＼としては、日米安全保障条約の中に、両政府間に行政協定をとりきめるといふことになつておりますから、そこで國會の承認を得たものと解釈いたしました。行政協定については承認を得なかつたのでございしますが、しかしながら、行政協定に基いての防衛費は、日米安全保障条約に基く条約上の義務であると考へております。またこの費用は前にも計上しております、その

費用は前にも計上しております、その

月割にした事務的のものを計上したわけでありませう。

○事務委員 成田委員の質疑に対しての總理の答弁及びその一部分は田中委員に答弁がありました。根本の問題で、吉田總理及び吉田内閣は、国民の生活のみならず、日本の前途に対して根本の認識を欠いているから、日米通商航海条約というものは批准を得ればいいのだというふうなことで、御答弁があつたと思うのですが、これは大きな意味で日本にとつての経済憲法だと思ふ。大きく制約されるものだと思ふ。しかもその中には、他日の機会に譲りますが、總理が長いこと一枚看板で言つて来た外資導入などというふうなことは、実は条約の案文を見ると、制約される部分がたゞさんあつて、それはあまり制約されないようにしろ、という書簡さへ外務当局に送つた世間では伝わつておる。そういう根本の考え方において、この条約に対する吉田總理及び吉田内閣の根本的な認識といふものを、私はもう一度總理自身からお伺ひしたい。これが閣内閣の一つであります。

○岡崎國務大臣 条約の内容につきましては他日十分御審議を願ふ機会があると思ひます。しかしながら、今も申されたような外資導入とかその他の点を考へまして、われ／＼は条約の案文を協定したのであります。その日米通商航海条約につきましては、国会においても近くこれを締結する運びになるであらうといふことを再三申し上げておきます。また質問に應じまして、当時わかつておりました部分は国会でも答弁をいたしておりました。前内閣は、この方針で通商航海条約をつくるべく、ずつと

努力を続けて来たのでありまして、すでに昨年以後の努力の継続であります。それがたゞ／＼三月にちようど話合ひがまとまつて、調印の運びに至るというときに解散になつたのであります。従つて、もしそのときに急に調印をしないといふことになれば、むしろそれが従来の政策の変更になるくらいにわれ／＼は考へておるのであります。ずつと従来の政策を続けて来たのであります。調印をいたしたというだけではありませんが、その調印もさういふ考へがあらはにして、たとえ

ば、これを早くやらないとアメリカの国会の批准にも間に合わない關係で、かりに日本側の批准が得られませんでしたとしても、条約の効力は来年でなければ発生しないような状況もあつたのであります。従つて、今までの事務的の折衝の続きとして調印をいたしたようになつてあります。

○成田委員 ただいまの岡崎外務大臣の答弁を聞いております。總理の答弁と大分食い違ひがある。岡崎外務大臣は、昨年来い／＼交渉して来た結果なのだから、たゞい不信任をこうむつた内閣でもやつていいじゃないか。さらにまた一つの理由としては、アメリカの批准の關係があるから早くやつたのだ。これはいわゆる岡崎外交のたのめだ。これはいわゆる岡崎外交のたのめです。もしこれがほんとうの獨立國家で對等の條約ならば、アメリカの批准の状況によつて日本が調印するかしらぬかといふことを左右されるはずはないのです。日本独自の立場でこれを判断すべきであります。それが一つ。それから、昨年来交渉して来た

ものだからやつたと言われるのです。が、いくら長く交渉してござりまして、不信任案が通過した内閣が、この重要な條約を締結する資格はない。先ほど申しましたように、禁煙治産なのであります。禁煙治産の内閣が、この條約を締結する資格はないのです。逆に言へば、交渉の経過が非常に短かくとも、當然締結するところの権限を持つてゐる内閣ならばやつていいのです。そういう点、總理の答弁と岡崎外務大臣の答弁は食い違ひがあるのです。その点明確にしていただきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 私は一向食い違ひがあるとは考へておりません。昨年以來交渉を続けておりましたというのには、事實を申し上げたのであつて、これは国会の答弁等でも十分御承知のことと思ひます。そうして、もちろん總理の言われるすなわち國のためになる意味は、われ／＼ももちろん當然そう考へております。が、そこに何も食い違ひはないので、國のためにならないことをやつておるわけでは決してない。そうして、今禁煙治産といふことをしきりに言われまして、私どもはそれうは考へておりませんが、これは別問題として、今までもずつと方針を統一してやつてゐるこの條約を調印するといふことは、私は憲法その他にも何ら矛盾はないと思つております。実は調印はもう少し前にするはずでありましたが、解散になりましたので、さういふ／＼の点を検討いたしました結果、さしつかえないという結論を得ましたので、調印いたしました。次第であります。

○成田委員 この点については根本的に見解を異にしておりますので、別の機会に政府の所見をたゞしてみたいと思ひます。

もう一つ總理にお尋ねしたいことは、參議院の緊急集會で暫定予算を審議する際に、いろいろ問題があつた。と、本予算が衆議院を通過してゐる、そうして不信任案通過後十日間の余裕期間があるのだから、なぜ本予算を參議院で審議しなかつたか、こういう質問に対して、總理は、一日も早く國民の判定にまかしたい、總意を知りたい、こういう意味で解散をやつたのだ、こういう御答弁をやつていらつしやるのであります。が、參議院で相当余裕期間があつたにもかかわらず、あえて本予算案を出さないで即日解散をやつた。その理由といふのは、今言いました一日も早く國民の審判を仰ぎたいという根拠以外には理由がないのかどうか、承りたいと思ひます。

○吉田國務大臣 當時參議院において、十日間で予算を成立せしむる見込みは全然私にはなかつたのであります。ゆゑに解散をいたすとともに、ただいまお話をうかがふに、國民の意思を早く反映せしむることが、政府としてとるべき民主政治の精神である、こう私は決心いたしましたのであります。

○成田委員 最後に、先ほどの中村委員の質問に関連してお尋ねしたいのであります。緊急集會の暫定予算の編成及び実施の責任は現内閣がおとりになる、こういう御答弁でありましたが、第四次吉田内閣、また不信任案を可決されたところの當時の吉田内閣と今回の第五次吉田内閣は、人格的に別個のものだと思ひます。従つて、當時

不信任案を可決された内閣がお出しになつた暫定予算の編成及び実施の責任を、人格的に別個であると思ふ今回の吉田内閣がたして法律上負ふことができるのかどうか。これはテスト・ケースでございますから、この点念のため承つてみたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 緊急集會をお願いして暫定措置を求めましたのは、第四次吉田内閣の責任の問題でありまして、今回の同意についてお願いをしておりますのは、第五次吉田内閣がお願いしているわけでありませう。

○成田委員 同意を要求されているのが第五次吉田内閣であることはもちろんなのです。これは問わなくともわかつておる。ただ、この參議院の緊急集會で暫定予算、緊急の法律案を出したのが、第五次吉田内閣とは違ふ。人格が別である。従つて、人格が別個のものが出した暫定予算その他の法律案の責任を、第五次吉田内閣がとることがはたして法律上あり得るかどうか。このことは、緊急集會で予算案を審議すること自体が許されるかどうかといふことに関連しておると思ふ。それで念のために伺つておるわけでありませう。

○佐藤(通)政府委員 第四次吉田内閣において參議院の緊急集會を経たことと、今日第五次吉田内閣が同意をお願いすることが、國のたのめにはたして國民のたのめであると考えましたからして、それをお願いしているといふ關係にあるのであります。

○成田委員 國のたのめであるとか、國民のたのめであるとかいふ政治論を私は聞いておるのではない。先ほど申し上げましたように、テス

ト・ケースとして、純法律的に考えて、性格の違う、人格の違う内閣が出たものに対して、次の内閣が責任を負うということが出来るかどうか。たとえ、これはまだ吉田内閣が第四次、第五次だからいのであります。吉田内閣が参議院の緊急集会において暫定予算を出したに於いて、選挙の結果社会党内閣ができた、そのとき、社会党内閣が、その暫定予算について、はたして責任を負う必要があるかどうか、この問題をお尋ねしておるわけでは。

○佐藤(通)政府委員 今のお言葉はまさに一昨日私が申し上げました例でありまして、私は、今お話のような趣旨で、一昨日お答えいたしました。すなわち緊急集会を求めて暫定措置をとつたという責任は、第四次吉田内閣の責任である。しかし、かりにその責任に對する批判、問題があるとすれば、それは総選挙においてすでに清算されてしまつておる。今日においては總統の關係がありません。しかしながら、第五次吉田内閣としては、前の内閣のつづつた暫定措置の案件について、これをこのままはつておいてよいのか、あるいはつづつのかという点において、それを法律的に考えれば、そこに自分の責任をもつて判断する場面が出て来たわけでありまして。そこで、先ほど私の申し上げました通りに、今度の第五次吉田内閣としても、これを成立させることはどうしても必要であるという角度からその成立に對していろいろとお願ひをしておるといふ筋合いになるように考えます。

○成田委員 今の御答弁では私たちが解できないのです。総選挙の結果国民

の判定が下つたのだ、それですべては一応御破算になつて、次の内閣がそれについて同意を求めろのだ、こういう苦しい答弁をされることは、結局どこに原因があるかといふと、参議院の緊急集会で、憲法には明文がありませんが、予算とかこういう重要な問題を措置することはできない。これが一つの憲法の根本原則だ。それをあえておやりになつたところに、そういう無理な解釈をしなればいけない原因が出て来たと思ひますが、この点については、後ほど私たちが政府と十分議論をかわして、明確にしたいと思つております。私の質問はこれで終わります。

○田中(憲)委員 ちよつと関連してお尋ねいたします。今成田委員から最後に質問した、緊急集会に出した暫定予算の性格の問題に関連するものであります。法制局長官が苦しい答弁をされるように、緊急集会に出す暫定予算といふものは、あらゆる意味から疑義があり制約されるのであります。けれども、私は、その点についての問題は、ただいま成田委員が別の機会に譲るという点になりましたから、追究いたしません。一昨日御答弁になつた中で、これから提出せられる六、七月の暫定予算について、これは總理からお伺ひしたいと思つております。

一昨日までの大蔵大臣その他の答弁によりますと、緊急集会に出したと大体同じようなものを出すのだといふこととでございしますが、これは衆議院だけで済む問題ではなくて、参議院も通過する問題でありますから、緊急集会に出した疑義のある暫定予算とは違つて、思ひ切つてこの内閣の政策なりあるいは新規の事業費、少くとも月割の

ものを積極的に出してしかるべきではないかと私は考えるのです。特にその点から考えますならば、一番大きな問題として、占領中に引揚げて参りました、現在も続いておられます中共地区からの引揚者の援護対策費の問題、あるいは各党とも今真剣に考えておられます先般の凍結書の対策の問題、これは各党とも緊急に支出しなければならぬという点において一致しておる問題だと思つております。防衛費のよう

に疑義のあるようなものすら緊急集会において計上しておるのであります。私は、今度衆参両院を通過しなければ成立しない、六、七月の暫定予算には、少くともこういう各党ともに納得できるようなものについては、たとひ暫定予算であり、新規の経費であるとも、計上すべきではなからうかと思つております。一昨日の御答弁ではその点が明確でないものであります。私はこの際總理から、六、七月の暫定予算が今明月中にも提出される運びであろうと存じますので、この点を明確にしたいと思つておるわけでありまして。

○小笠原國務大臣 ただいまお話の中

国からの引揚げのものにつきましては、本日提出すると存じますが、六月の暫定予算に計上してございします。なおそのほかでも、国会で法律案が通りますれば、その通つた法律に伴う経費は計上することにしたといふと存じておる次第でございします。

近時の風潮として、ともすれば、日本國憲法は占領下に制定されたものであるから、これは改正しなくちゃならぬというような風潮も生じております。しかしながらこれは、現に敷存する日本國憲法の建前からいいたしまして、戒めねばならぬ一つの風潮と考へておる。そこで、憲法の公布文を見まして、吉田總理大臣は勢頭で署名しておられる。爾來何回か内閣を組織して來られた總理におきましては、この憲法を最も厳格に解釈し、またこれが運用の責めを負つて、最も慎重に運用して行かねばならぬ、こういう信念におられる。何人にも劣らないものを持つてあらねばならぬと考へますので、日本國憲法を厳格に慎重に運営しなければならぬという点について、まず總理の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○吉田國務大臣 お尋ねの趣意は、憲法改正を輕々しくいたすべきものではなく、また憲法の運用については慎重に考へるという御意見でありました。これは當然のことでありまして、政府としては、憲法の運用についてはあくまでも慎重を期したいと考へます。憲法改正についてはいろいろ世間に議論がありまされども、憲法改正といふことは輕々しくいたすべきことではない。輿論が動いて、國民がこれを要求することが明らかであるときにおいて考へるべき問題ではないかと私は考へております。

正を期して行くことが、また一つの重要な根本的態度であらうと思ひますので、その点についてもお尋ねしたのであります。これまた政府としてはそのつもりであります。

○吉田國務大臣 お尋ねの趣意は、憲法の精神をも厳守せよ、こういうこととであります。これはもつともなことであります。ところで、さういふ精神を尊重し、厳格に解釈し、運用の慎重を期するということになります。暫定予算の参議院の緊急集会を求めましたことにつきまして、私も幾多の疑問を持つております。これは読み上げるのも失礼でありますけれども、憲法五十四條の第二項によりまして「内閣は、國に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めるときができる。」従つて、この五十四條の第二項の精神、趣旨とするところは、緊急の必要のある事項について、内閣が参議院の集会を求め、その臨時的措置を要請するといふところに、この趣意が存するものと解するのであります。この点は何人も異論がなく、また明文明らかであります。ところが、ここに出来ましたところのいわゆる暫定予算なるものをつぶさに検討いたしてみますと、この中にはまさに緊急ならざるものがある。あるいはまだ使用のめどもつかないものもある。あるいは常識上だれが考へても、わざわざ参議院の緊急集会に上程すべきものと考えられないような項目も幾多隨所に散見します。これは、過日の質疑の機会に若干指摘したのであります。總理は全部目を通しておられないもの

○吉田(賢)委員 慎重な運用はもちろんでございしますが、なお私のお尋ねしました点は、最も厳格に憲法の精神、趣旨とするところを解釈して、その適

と思ひますけれども、たとへて例をあげましたならば、大蔵省所管におきましては七億五千万円の予備費が上つておる。他に災害予備費が十億円あります。これは一応問題外といたしまして、七億五千万円の予備費が上つておる。あるいは五千数百万円の各省庁の交際費が上つておる。その他あげれば無限ないほど多数散見いたします。私どもは、政府が緊急なりと認定する事項も、国会が緊急なりと認定する事項も、民間のわれ／＼社会生活におきまして緊急なりと認定する事項も、やはりこれは大体において一致するところ、新しい民主主義の精神があると思ふ。ところが、われ／＼の社会生活におきましては、予備費というものが緊急経費といふことはどうして理解できない。交際費といふものは、普通には一番しきりに記載されるべきものであります。こういつたものが莫大に記載されて、そうして暫定予算が編成されて参議院の緊急措置を要請しておるのであります。こういうところ、憲法の運用の慎重を欠いておる、こういうふうに見られるべき節ありとわれ／＼は疑うのであります。総理は一々こまかい数字を覚えておいでにならぬと思ひますけれども、私が今申し上げましたことは政府の提出した資料にはつきりと明記してあるものであります。総理はいかにお考えになりましたか。どうお感じになりましたか。憲法運用の重要な責任ある立場として御所見を伺いた

さい。憲法運用の根本問題に關しますので、総理から聞きたい。小笠原國務大臣には別に聞く機会を持つておるの

です。

○尾崎委員長 それはちよつと……。

○吉田(賢)委員 それはそうしなければいけません。やはりこの委員会の秩序は厳格に守つてもらなければならぬ。さつきからこういう異例な措置をとられておる。委員長はしつかりしてください。われ／＼は三十分しかないこの時間を、有効に總理との問答をいたしたい。

○吉田國務大臣 たいへん議論がやかましくなりましたが、大蔵省の所管等については、主管大臣からお答えをいたした方が、御質問に対する説明が十分にいくと考へますので、主管大臣から説明いたさせます。

○吉田(賢)委員 そうじやないのです。質疑の趣旨は、さような事実がありま

するので、大蔵大臣としては当の責任者なので、それに対する説明、弁解はあるかも知れぬ。そうでなく、私の聞きたい点は、あなたの部下の大蔵大臣が、かような予算を組んで出しておられるが、總理大臣として所見いかん、こういうのです。

○吉田國務大臣 であるがゆゑに、その性質は主管大臣からお答えする方が明瞭であると考えるので、主管大臣からお答えをいたさせます。

○小笠原國務大臣 御指摘のものであります。たとえば予備費につきましても、大蔵省所管だけについて申し上げますと、これは北洋に調査船を出す等の問題もあり、また不時のいろいろな問題も起りますので、予備費を若干見ておくことも必要であり、また

四、五の二箇月にわたることでありまして、在外公館もふえておるから、これらの予備費を月割に見ることは必要であると考えて計上した次第であります。

○吉田(賢)委員 私の質問の要旨は、今指摘いたしました教員の費目につきましても、それがどういふような使途内容であつたかといふようなことは、大蔵當局から御説明を伺つていいのであります。しかしながら、かような費目につきまして、政治家としては常識的判断ができませんので、内閣の責任者としての感想いかんと聞いておるのです。

大蔵大臣に、かく／＼の使途、かく／＼の必要であります。こういうような事務的内容の御説明を聞くこととするのは、本員の質疑の趣旨でないのではありません。どうぞ、わずかな時間を利用するのですから、最も有効に、お互いに胸襟を開いて御答弁せられんことを希望いたします。

○尾崎委員長 ただいまお聞きの通りでありますから、その趣旨に沿うような御答弁を希望いたします。

○吉田國務大臣 お答えをいたします。予算編成当時においても、その費目の性質に対して緊急なりと政府は認め、これが事務的なものであると解釈したから、暫定予算に組み入れたのであります。

○吉田(賢)委員 憲法の精神を尊重するといふことは、ただに吉田第五次内閣においてその問題が論議されるべきのみでなく、日本の憲法が始まつて以来の大蔵問題であります。今列席しておる大蔵さんの御尊父が總理大臣でありました昭和七年、例の上海事變が拡大しましたときに、旧憲法の七十条に

よりまして、財政の緊急措置に対する勅令の請求を政府が出したときに、樞密院といたしましては、憲法の七十条の緊急の趣旨に沿わない経費はこれを認めるべきではないといふことを――大蔵總理は幾たびか要請しておりましたけれども、厳としてこれを峻拒して、次の国会の開会ができるまでの、きわめて臨時的な経費を認めることになつてけりがついたことは、當時最も大きな話題になつた事実であります。そういうこともありますので、私は、憲法の解釈につきましては、吉田總理は人後に落ちられないと思ひますので、やはりさような非難、疑いがあるような場合には、つとめてこれを狭く厳格に解釈していただかなければならぬと思ふのであります。内閣を主宰しておられる總理大臣におきましてどうお感じになりますか。今昔の感

もありましたように、なお一応その点について明言していただきたいと思ふのでございます。

○吉田國務大臣 私は、大蔵内閣当時のことは存じませんが、しかしながら、憲法を厳格に解釈する、運用するといふことの精神につきましては、毛頭異存がないのみならず、その線に沿うように今後努力いたします。

○吉田(賢)委員 ただいまの私が数項あげました事実だけをとりつてみましても、明らかに憲法の趣旨を無視いたされた疑いが顯著でございまして、これを少し強い言葉で申し上げますと、臨時的なる措置を求めるべく暫定予算を参議院に出されたことは、その内容におきまして、全部とは申しませんが、いとも、違憲の疑いのある事由を相当包含しておるもの、こういうふう

にわれは判断いたしましたのであります。が、御所見いかがでありましょうか。

○吉田國務大臣 政府としては、先ほど申しました通り、費用についてこれは違憲なりという御意見であります。が、不幸にしてその御意見に対しては同意ができないのであります。政府の解するところによると、緊急なりとして予算に計上したのであります。

○吉田(賢)委員 それでは、いづれその点につきまして、また別の機会か別の時間に、大蔵大臣の所見を伺ひますが、私が今申しました点は、使ひもしない予備費まで――これは使つておるのです。七億五千万円の予備費のうち、五月二十三日現在六億九千万円残つておる。だから、使ひもしない予備費まで憲法上のきわめて重要な異例の緊急措置を求めるべく計上するやうなことは、まことにこれは皆さんの憲法侵犯の行為であると考えますので、これらの点につきましてはひとつ政府の猛省を求めてやまぬのであります。

次にお尋ねいたしたい。お互いに、ことに内閣は、憲法並びに行政組織法、内閣法等によりまして、国会の立場を尊重するといふことは申すまでもないのであります。が、新しい憲法は、国会尊重につきましては、飛躍的な発展を遂げております。そこで、この国会尊重といふことが憲法運用上最も重要な課題である、こういうふう

にわれ／＼は信じております。が、国会尊重に對する總理の信念をお伺ひしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 政府としては、国会を輕視いたすことは全然考へておりま

せん。あくまでも尊重いたすつもりであります。

○吉田(賛)委員 それでは、私はこの程度で一応とどめまして、なお、あす継続して総理に対する質疑をさせていただきますことを、お許し願つておきたいと思ひます。

○事多委員 これは総理だけ附すのでしよう。(その通り)そうでしょう。他の関係には残つていただくのでしよう。だから総理だけお附しすることに同意いたします。

○吉田(賛)委員 それでは、引續いてお許し願ひまして、大蔵大臣にお伺いします。今のことに関連しまして、財政法の三十条に規定しておるいわゆる暫定予算を、あなたの方では緊急集會にお出しになったのですが、法の解釈というよりも、あなたの方の御所見、大蔵大臣としての御所見を聞くのですが、暫定予算というものは、緊急集會に出し得るものと、それから出すことのできない一般的なものとがあるというところは、これは常識だと思ふのですが、そういうふうにお扱いになつておるのじやないでしょうか。たとえば、今度出します六月の暫定予算、あるいは七月の暫定予算、こういったものは、すでに衆議院も成立しているのですから、あなたのおつしやる骨格予算とかいふものをかなり広範囲に、また今ほかの委員からも要望いたしたようなことを織り込みまして、暫定予算として審議の対象となつてゐるの道徳性があると思ひますけれども、憲法におけるところのこの緊急集會は、「緊急の必要」ということを厳に規定しておりますので、そこはやはり相当区別して行くのが当然ではないかと思ひます。

で、法規の解釈というよりも、大蔵大臣のお立場におきましてこの点について御所見をひとつ伺つておきたい。

○河野(一)政府委員 お答え申し上げます。緊急集會に暫定予算を提出できるというところは、これは一昨日も申し上げました通り、半説その他で一致しておるところでございまして、この緊急集會に暫定予算を出す場合にいかなる経費を盛るかというところにつきましては、この緊急集會におけるところの措置といふものは、暫定予算であれ法律であれ次の国会が召集されて、国会の権能として行使されるまでの間のつなぎといふことでありますので、その間におきまして国会の議決を経なければできないというところは、あるいは新しい法律の制定の問題でありますとか、本予算とか、そういうようなことは計上することはできないのであります。原則として暫定予算について制限というところはないと思ひます。ただし、性質上できるだけ最小限度の必要経費にとどめるべきものであると考へておるのであります。

○吉田(賛)委員 これはやはり質問に對するお答えになつておらぬのです。今お答えになつたのは、財政法の暫定予算には制限がないとおつしやる。ところが、憲法は制限をしておるのであります。「緊急の必要」という制限をしておる。財政法は制限がないかもしらぬけれども、憲法は制限をしておるのだから、憲法の関門を通過さそうと思へば、制限をされておるというその道徳性も暫定予算の中に具備しなければならぬのでないか、こういうのでありますから、これに對するお答えを願ひたいと思ひます。だから、ひとつ問ひに對する答えにしてもらいたいのです。

○佐藤(通)政府委員 もちろんさきに申し上げたと思ひますけれども、この「緊急の必要」といふ言葉でございしますが、憲法に書いてあります「緊急の必要」といふことは、緊要といふことではなくして、緊急のといふことと必要といふことがわけて書いてある。そうすると、緊急の関係は時間的問題であるといふことになりまして、必要の関係は言へば何でもなく必要であるといふことで、その必要性のしほり方といふことが、限度といふものについて、憲法上別段制約はないと考へておるわけでありまして。従つて、この暫定予算は一括してお考えになりまして、今の言葉で申しますれば、つなぎのために必要であるか必要でないかといふようなことに御判定願ひ筋合であるといふふうに考へております。

○吉田(賛)委員 私の質疑をなお明確にするだけにとどめますが、これは法制局長官、主計局長の両方の御答弁として、私の質疑に對してお答え願ひたいのです。そこで問題は、財政法のみ暫定予算は規定されております。ほかにはないはずであります。そこで、財政法の三十条に規定されておりますこの暫定予算なるもののうちには、一つ、憲法の緊急集會にかけ得る条件を具備しておるものもある、二つ、憲法の緊急集會にはかけ得ざるものもある、こういうふうに分けておられるのではないか、こういうのが振り下げれば先ほど来の質問になるわけです。そこ

で、私の最初のお尋ねの趣旨は、法律解釈といふことよりも、大蔵省のそういうことに対する所見といふことであつたのですけれども、あなた並びに主計局長は、むしろ法律解釈的な御答弁をされましたから、区わけして今のようになつたのです。一、二に對する答弁をしてもらへばいいのです。そして、そうでないのなら何ゆえなのだ、それをお答え願ひたいのです。

○佐藤(通)政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨がはつきりつかめないのです。が、ふだんなら米の飯を食うだけの予算があるには必要かもしれぬけれども、この暫定予算という段階はおかゆをもつてかりにつなぎ得るならば、おかげに相当するだけの費用を盛ればいいのではないかと、例は非常に悪いのですが、そういう趣旨であります。

○吉田(賛)委員 そういう比喩でなしに、あなたのお考えを伺ひたい。区別があるのですか、ないのですか。

はつきり申し上げたと思ひますが、あの当時三月に開かれました緊急集會に、かりに七月、八月の暫定予算を出して決を求めたといふことになれば、これは緊急性が全然ございせんから、明らかに憲法違反であらうと思ひわけでありまして。

○吉田(賛)委員 ただいまの御答弁によれば、言葉としましては区別なしと言われ、事実におきましては区別あり、何となれば、このたび出さんとする暫定予算は、憲法の緊急集會の対象にする道徳性がないという御所見であり、だから、区別なしと言われながら、実際は区別ありという答弁になつておる。もつと統一してしつかりしたところを断定的におつしやつてもらひたい。

○佐藤(通)政府委員 はつきり申し上げれば、その暫定予算の内容となるべきものについては区別はございませぬ。それから暫定予算としての七月分とか八月分とかいふところがあるわけではございませんが、その時期の問題については、先ほど申し上げましたように、緊急性の条件が当然かぶつて参りますからして、七、八月分を三月の緊急集會にかけるといふようなことは許されないと、時期の問題から申し上げたのであります。

○吉田(賛)委員 私の質疑を保留さしていただきまして、改進黨の方にかわりたいと思ひます。

○田中(義)委員 今の吉田さんの質問に關連して。ただいまの法制局長官の御答弁は、私まだ不明確で理解できないのであります。財政法第三十条に規定する暫定予算については、緊急集會へ出すものと、それからすでに六、

七月と衆参を通じて審議するところの暫定予算とは、おのずから内容的にも性格的にも違つておるべきものだ、こゝういふふうには私は考へるのです。その意味で、緊急集會に出し得るかどうかがいふことは、疑義があるが、それはともかくとして、出すについては先ほど吉田委員から鋭く追究されておるやうに、緊急性の問題が当然条件となつて参りますけれども、すでに衆議院が成立して、政府が本日ここに提出された六月分の暫定予算については、緊急集會へ出すものとおのずから内容的にも性格的にも違つてさしつかへない。これは当然のことだと私は思ふのです。従つて、財政法第三十条に言う暫定予算については、大きくわければ二通りあるといふことは、言ひ得るのではないかと思ふのでありますが、この点について法制局長官の明快な御答弁を願ひます。

○佐藤(通)政府委員 今のお話の点は、この間たしか成田委員でありましたかにお答えした場合に、私はニュアンスというやうな言葉を使つたのであります。その趣旨は、これを法律的に見て、暫定予算の内容といふものはどういふものか、本質はどういふものかと申し上げれば、先ほどのやうに内容的なものといふ一言に尽きると思ひます。ただ具体的にどういふ事項がどういふ内容となつて入つて来るかといふことについては、法律上何ら列挙されておる基準はございませぬから、そこに政治的のニュアンスの問題が出て来るだらう。これは私の立場を離れたことになりまふけれども、否定できないと思ひます。そこでニュアンスといふことはどこへ出て来るかと申しますと、解散後における緊急集會において、その当時の政府が出す内容というものと、すでに總選挙のあとで、両院も成立して新内閣もできたといふ場合に組んで出す暫定予算の場合と比べれば、その後の場合に多少新しい政策的なものが入つて来ても、これはおしかりを受けることにはならないだらうといふ意味のニュアンスを私は申し上げたつもりでございます。

○尾崎委員 喜多壯一郎君。○喜多委員 私は岡崎外務大臣に質問したいのですが、すなおに伺いますか。私のお伺ひしたいのは、不当なる軍事基地の接収、ないしは軍事基地で言葉が不明確であるならば、その中には試験場、演習場等も入ります。さういふ御承知願ひたい。私がお尋ねする問題の対象は、最も焦点の濃い石川県内離村のいわゆる試験場ですが、この性質は御承知の通りであつて、ここに詳しく申し上げませんが、日本各地の問題が起きつゝある。起きていないと当局の方はしつておつしやる態度があるが、実は国民として見れば起きておる。そこで特にそのうちの最もいやな性質を持つて来たもの——いやな性質といふのはなぜか。内離村の米軍試験場は、六月一日から無期限使用として米軍に提供するために、あすの閣議にあなたはおかけになつて、これを確認するといふ情報に依つておられますが、それをお認めになりますか。

○岡崎外務大臣 ただいまなお考慮中でありまふ。○喜多委員 考慮中といふと、国民の立場から行くと、猛烈な反対運動を起せば、岡崎外務大臣は腰を抜かして、それをやめてあすは出さないかと考へられる。私は、あすに迫つた閣議に出されるこの大きな問題を目下考慮中といふことでは、国民としても納得できないと思ひ、質問者としても納得できないので、考慮なさるその要件はどういふ点か、ひとつすなおにお答え願ひたい。

○岡崎外務大臣 元來閣議に出す性質のものは、多くは非常に重要なものに限られております。従ひまして常に最後まで考慮するのは当然であります。なお、現に私は本日石川県の県知事初めいろいろの人に会ひまして、それらの人の言うことも十分考へなければならぬわけでありまして、これは考慮中であるのがむしろ当然であつて、これらの人の考へを全然ほうつておいて一方的にきめるということにすれば、その方がむしろ間違ひだと私は考へております。

○喜多委員 考慮の意味はよくわかりました。私は重ねてこの公的な場所でお聞きしたい。第四次吉田内閣が、最初から率直に事実を事実としてこの内離村の接収に乗り出されたならば、私はできたかもしれないと思ふ。しかるに政府の態度は、初めから終りまで、ほとんど県民を欺瞞するといふ態度であつたことは、これは私は天下が断じて認めると思ふ。しかも、岡崎外務大臣が、最初から矢面にお立ちになつて、今のやうな率直さで来たならば、私はある程度地元の納得した条件が出たと考へる。しかるに、介在するに一國務大臣をもつてして、その一國務大臣の県民に対する要求の言辭といふものは、今日から顧みると、ほとんどそのとき／＼の、言いかえればその場のがれの言辭であつたことが、今日の大きな反対の勢いをつくつたと私は信じて疑はない。その國務大臣はおやめになつた林屋前國務大臣——この間の参議院の地区選挙においては、政府は日本初まつて以来の干渉をした。しかもその國務大臣は、候補者として規定の数の枚数以上、約三万に近しいやうなものを検印を押さずして張つた。その検印さえもしなかつたが、しかも落選した。この落選したといふことは、単に自由党が不評判であつたといふことじやない。この人は、オフィシャルには無所属を名乗つて出たが落選した。落選させられた。私はさう申し上げたい。それはなぜかといふと、この内離村試験場問題を通じて、石川県民が各界各層立つて、一言にして言へば日本の七、八百幾つかの、約千に近いところの人の声を声として立つたのが、林屋前國務大臣の落選ののろしだつた、私はさう見る。従つてこれは、過去の吉田内閣の態度において、真の民主主義の政治は信義をもつて貫くべきだ。さうすればこの問題はある程度解決ができていたのを、できず来たことは、私は信義を欠いてた一点にあると思ふ。もし岡崎外務大臣が、本日あの猛烈な勢いをもつて身命を賭して行こうといふ県民の反対の声を聞きになつて、あすの閣議に最後決定をなさるといふことを考へられるといふならば、あすの閣議にはかけないで、もつと手を尽すべきが私は真実の外務大臣だと、こゝろ申し上げますが、所見いかん。

○岡崎外務大臣 まずお断りしておかなければなりませんことは、私は日米安全保障条約がいいか悪いか、これはいろいろ議論はありまふけれども、

る最中であることは御承知の通りでありまして、この交渉がどうなりまうかはわかりませんが、もし閣議にかける必要がある場合におきましても、この交渉のためにはやはり新しい問題も出て来ております。たとえば、たまたまの落ちる付近の町村に対する補償の必要の有無等もありますので、こういう点は、もし話を現実に進めるとすれば、やはり閣議の決定を経て、これの補償を出すのだというのをきめてからなければ、交渉ができない場合もあるのであります。こういう意味で、閣議にかけることの必要も一方にはあるのであります。しかし、現にきょうも人々が来ている／＼の話をありますので、明日の閣議にそういうものをはかるかかかないかは、まだ時間もありまして最後の考えよう、こう考えておられますが、しかし、先ほどお話を個人の問題については、私は言及いたしたくありませんけれども、前國務大臣の林屋さんも、政府の意を体しまして、その結果がうまく行つたかどうか、それは別として、まじめに、円満に解決しようとして努力して下さつたことは事実と、私も考へておられます。できればひとつ地元の了解を得て、新たに話をとりきめたいと思つて、今いろいろ考慮中であります。

○喜多委員 たいへんいい言葉が出ました。私も林屋前國務大臣のとられた経路が、私は県民の一人として、日本国民の一人として、また衆議院議員として、実は満足であります。私は率直にそう申し上げておきます。終始これは欺瞞だ。しかし、林屋前國務大臣をお使いになつたということは、これは結局は責任は吉田内閣に行くべきであり、当然岡崎外務大臣もそのうず巻の中にいらまう。私はそう思う。他人のことは言いたくないと言つて、これは私の場所ではありません。公の場所であるとして、これは大いに論ずべきことだと思つて、従つて、その交渉のあとには私はもう申し上げません。時間が惜しい。実に信義を欠いておる。今の言葉の中に地元とあつた。岡崎外務大臣も伊國閣議協力局長も地元々々とおつしやるが、一体地元というのはどこですか。へんな定義がベグリーを聞くわけではありますませんが、あなたの方の地元というのは、都合のいいところだけ地元にしてゐる。地元はそうじやない。今の言葉の中にあつたが、試験場の損害といふものは、撃つところの土地よりも撃たれるところの、たまの落ちるところの土地の方が損害が大きい。精神的な被害が大きい。そうすると、地元が拡大されて来る。どの辺まで地元とお考えになるか。県知事が地元の代表か、村長が地元の代表か、それとも撃つところの村だけか、どの辺だ。その辺は少しあれかもしれないが、私はあなたの決意を聞くために必要な条件ですから、お聞かせ願ひたい。同時に、これは率直に申し上げます。あなたがおわかりにならなかつたら、伊國局長、ひとつ出てはつきりとしていただきますか。

○岡崎國務大臣 地元と申し上げるのは、主として内灘村及び宇ノ氣その他の荒僻地に近接してゐる地域であります。そこで、事は結局石川県でありまして、やはり石川県全体も広い意味では地元であります。しかし最もわれわれが対象としたしてゐる――補償

で話がつくかどうかは別問題でありまして、かりに補償の問題を考へるときは、石川県全体というよりも、内灘なりあるいは宇ノ氣とか、その他荒僻する土地の人々の農耕がどうであるか、漁業がどうであるかという状況を直接の対象として考へておきます。

○喜多委員 わかりました。それだから私は不審にたえない。結局これは一時使用だよ、そうして四月一日で打ち切るのだ、雪が降るところがあるから、雪の降らないところであるのだ、そう信じておつたところが、今度は、ずつとやるのだ。もうこれは重ねて申しません。一時使用の形がコンクリートの柱になつたり、暖房装置ができたとして、どうしてあんな金をかけて来るんだと、県民は、吉田内閣は、外務大臣は、國務大臣は、こういうときだから、県民をだましかして来たのだ、いまさら承知できぬと言ひます。よくあります。悪いことわざですが、悪女の深層といふことで、だまされればどんなやつでも怒ります。明日あなたが閣議にかけられるまでは考慮しよう、けつこう。うんと考慮して、閣議にかけない方がよろしい。大体公の場所でもあなたに承つたし、同時にきやうも申し上げたが、五月一ぱいは政府は全力を尽して交渉します、そうして善処しますと言つた。まだ五月一ぱいじやない。ほくは三百代言のようないけません。石川県の新聞によりまして、私は見て驚いたのが、十七日の新聞に、金沢、大根布間行政協定道路に安全保障費で新拡張といふことを言つておる。一方では、私どもに対しては、あなた及びあなたの部下は、いや

これは一時使用で、使用で、このごろになつて、無期限で、こつ言つていて、片方では、安全保障費で道路をうんと建設省が――これは建設省當局がいたらお聞きしたいのですが、おそろく新聞は間違ひありませんまい。一億かけて金沢からその試験場まで道をつくる、こついうふうになつておいて、こつちでこつちで。これじや吉田内閣の信義、道義高揚、大体あまり性格のいい内閣じやないのが、なおさら悪くなる。私がこの点であなたの方にきやう申し上げたいことは、これを技術的にどう解決なさいますかといふことよりも、ほんとうに道義をもつて、信義をもつてやることとです。これが最も必要なこととす。日本人といふのは信義の前にひれ伏します。こつちでは善処しますといふのがせい／＼で、県知事なり副知事を呼び寄せたり、あるいはその村の村長さんや議長さんをお呼びする。どんな硬骨漢でも、どんなりつぱな人でも、とにかく外務大臣、吉田内閣ではこつちやると言われればしり込みします。そのところはフェアにお考えになつて、きやうのことについては、あすの閣議にかけて、いわゆる無期限、接収をなさることは、不祥の事態が起つたときに、責任はあなたの方にありますよと申し上げておきたい。どうです。この行政協定道路といふことは、外務大臣お聞きになつておられますか、伺いた

○岡崎國務大臣 その話は私は聞いておりませんが、こつちのことは従来から各地でございまして、たとえばある地区を使用するといふ場合には、それを

を予定しまして計画を立てる。しかし実際に実行もしておらない場合は、また金もまたつておらない場合でも、計画だけはつくることのあるのであります。これは建設省なりその他で、いざというときに間に合わないから、そういう場合を予想してつくるということ

は私の県にも現にありまして、大分問題になりましたが、結局これは実現しなかつたのであります。こつちの事情もあると思ひます。しかし、おそろくそれは、かりにこつちの事情になつたらばつくるという予定の計画になつた考へておられます。また先ほど申しましたように、私はあなたのおつしやることはまことにその通りだと考へております。まじめに、またトリックを用ひないで、できるだけ話を進めてみたいと考へておられます。従つて、あした閣議にかけるというおさが立つておりますのは、いわゆる継続的に使用する決定ではなくて、その交渉に、たとえば新しく宇ノ氣にどうするか、どこにどうするといふ条件が必要である場合に、これをかけようといふ話なのであります。しかしこれもまだよく考へてみないと、それだけでは十分であるかどうかかわからないので、こつちの意味で今考慮中なのであります。片方五月一ぱいはできるだけ誠意を尽して話を出そうといふ考へはその通りであります。決してそれを裏切るようなことはいたさないつもりであります。

○喜多委員 だん／＼よくわかりましたが、重ねてお尋ねします。日米合同委員会、特にアメリカ側は六月一日から試験の再開をしようといふ要求は盛んであります。強いものであります。それを日米合同委員会が引延ばす

だけの外務大臣の力を発揮していただ
けますか。

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

直すことでなければ、条文を直すとい
うことは私は意味はないと実は考えて

から、私はあとの質疑を留保して、ひ
とまず打切っておきます。

と、一般会計、運用部並びに簡易保険
その他の預金部から、合計いたしまし

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

○岡崎國務大臣 これは主としてアメ
リカ本国の意向のようであり、

この点ははつきりしていただきた。
おそれく私は困つておるだろうと思

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○辻原委員 時間がかかり過ぎてお
りますので、要約をいたしまして、主

○河野(一)政府委員 六月の暫定予
算につきましては本日御提出申し上げ

おるのであります。この八十九億を組むにあつて問題となりますのは、これは御承知のように、現行の義務教育費の国庫負担法、これに基いて計上せられたものであつておるのであります。ところが、そういったと、八十九億を組む基礎資料というものがどういふ形であつたか、この点が非常に重要な問題となつて参りますので、最初はどういう資料を用いられて計上せられたか、あるいはその資料が大体どの時期のものであるか、この点に對してお伺いをいたしておきたいのであります。

○大藏國務大臣 ただいまの問題につきましては、政府委員をして答弁いたさせますから、御了承願います。

○田中(義)政府委員 四月、五月の教育費に關する暫定予算を計上いたしました場合に、その算定基礎といたしましては、まず教員の数でございますが、その数は昭和二十七年の五月一日の子弟統計の数字を基礎にいたしまして、そして二十八年度における生徒、児童の増加数を基礎とした先生方の数の増加、こういうものを見込みまして、そして一応二十八年度の先生の数の基礎といたしました。それから給与の単価でございますが、これは本年の一月に各都道府県から報告をいただきまして、その場合の実額平均を基礎として、二十八年度の予算の算定基礎といたしました。

○辻原委員 こまかい数の点につきましては、またいづれ別の委員会でお伺いいたしますので、その点には触れませんが、問題は、法律によりまして、この法律の趣旨は、各都道府県の実支出額の二分の一を国庫負担金とし

て交付する、こういうふうな相なつておりますが、ただいまお伺いをいたしてみますと、この二十八年の四、五月の暫定予算は、二十七年五月に調査せられたいわゆる子弟統計に基いて計上せられておる。もちろんそれに対する見通しの補正は行われておるようでありまして、ところが、実際問題として、たとえば本年の三月等におきましては、私の知るところによりまして、相当量国庫負担金が予想よりも少い。あるいは最近の地方財政の現況から、とうていこれは都道府県が自己財源でまかなうことができない。いろいろな理由からいたしまして、高年齢者の強制退職、あるいは助教職、女子教員といったものの転退職、こうしたものが相当全国的に大幅に行われておるといふことの事実を私は知つておるのであります。ところが、かりにこうしたことが行われるというこの問題を掘り下げて行けば、さらにいろいろ問題が出て来ると思つてございまして、今述べられたような形において組まれた予算、このものがはたして各都道府県の実支出額であるかどうかという問題は、大きな問題として残されると思つて、その問題は一応さておきまして、ともかくこの調査の資料をもつてやられた場合、三月にそういう大きな異動が行われたといふことになれば、これは大きく変動して来ると私は考えるのであります。そうした場合に、こゝに変動が生ずる。場合によれば相当の増額をしなければならぬ。あるいは減額を必要とせねばならぬ。そうしますと、現在のこの国庫負担法の建前で行けば、当然その補正が行われなければならぬと思つておるのですが、その補正の用意

を現在文部大臣はお考へになつておるかどうか。同時に、この点が予算上の問題でございまして、これは相當論議せられた問題でありまして、大蔵大臣も、近い将来において、この点に對する補正を考へられておるかどうか。いま一点は、これは半額負担という建前でありまして、当然事は平衡交付金に影響して参るはずでありまして、こゝに平衡交付金の単位費用の変更といふことも余儀なくせられるのではないか、かように思つておる。その点に對しては、自治庁長官は、將來そういう事態が当然——現在正確に数字を洗えば、これは起つておると思つておる。この補正並びに予算措置等の用意ありやいなやといふことを伺つておきたいのであります。

○大藏國務大臣 現行法におきまして、実支出額の二分の一ということが明らかに規定されておるのであります。それから、その通りせなければならぬ。これはもちろん申すまでもないのであります。四、五月分につきましては概算払いであります。後日實際の支出額がわかつた場合に、補正せられるもの、また補正すべきものと存じます。

○辻原委員 ただいま大臣から明確な御答弁をいただいたわけでありまして、この点に對しては、文部大臣の方針が明らかにせられたのであります。この点は絶えず、予算の編成の場合に、從來文部当局と大蔵當局との間、あるいは自治庁との間に見解の相違が生れておる。その中で、同じ見解を大蔵大臣も持ちになつておられるかどうか。この点も承つておきたいと思つておる。

○小笠原國務大臣 本予算編成の際十

分考慮したいと考へておりますが、一般にわたつての補正予算そのものは、ただいまのところ考へておりません。

○辻原委員 いま一点この問題に關しまして、ただいまの文部大臣なり大蔵大臣のお考へによれば、私は多くを聞く必要はないのであります。現在、平衡交付金という地方財政運用の制度の建前の上にこの負担法が置かれておるわけでありまして、そういういたしますと、今申しましたように、この実支出額が地方でふくれて参りましたの

を、自動的に國が補填をする、こういう方法を踏襲されてその補正をする、こゝう言明なされたわけでありまして、この制度をずつと今の大臣のお話のように踏襲せられるといふことであります。した場合に、やはり若干問題となりま

すのは、富裕団体と貧弱団体、この間におけるいわゆる多少不公平——もちろんこれは財政上の見地を離れまして、教育上の見地、教育財政の見地から考へてみますと、これは富裕団体に對して多額の交付金をやるということとは、教育奨励の意味においてわれわれも大賛成であります。一面しかしながらこのことが、半額国庫負担法をつくる場合に、相当財政当局から反對のあつた点でありまして、従つてこの点も私は相當明確にいたしておかなければならぬと存じますので、そういう富裕団体と貧弱団体との調整といつたような問題については考慮せられておるか、あるいはこの点については、私が申しましたように、教育奨励的な意味において、今後これは多少の財政上の問題はあつても、それはそのまま踏襲して行くのだ、こういうふう

に考へられておるか、この点につきましてはもお伺いをいたしておきたい。これは當然地方財政の面もありまして、文部大臣と、それから自治庁長官の御見解も伺つておきたい。

○塚田國務大臣 本予算を編成の際に、平衡交付金法及び関係法令を十分検討いたしまして、御希望に沿つて行きたいと思つておる。

○辻原委員 私の御質問申し上げた趣旨と若干違ふと思つておる。これは今御答弁になりましたような交付金で調整をされるということとは、實際問題として私はおそらく不可能ではないかと思つておる。私の申しましたのは、交付金で一応調整される、その上に同率の負担金が参るといふことにな

りますから、そういう点についていかなる方法で調整されるかということをお伺い申したもので、その点をお伺いしたい。これは、私は最初に文部大臣にお伺いをしておきたいと思つておる。方針の点でありますので、文部大臣にお伺いをしたい。

○大藏國務大臣 私が先ほど申し上げましたのは、方針の問題というよりも、現行法がはつきりと実支出額の二分の一というものを規定してあるのだから、その通りに執行せられて行くべきもの、かような意味で申し上げたのであります。

○辻原委員 その通りであります。ならば問題はなないのであります。後日本予算編成等の場合に、このものが問題だから何とかしなければならぬといふふうな事態の予想を全然せられていなければ、私はいいと思つておる。私は必ずしも財政上の見地のみでこの法律は考

えませんので、その点は今文部大臣が言われたように、当然法律にそうあるから、その方針を踏襲して行くという事であります。それから、そのように私は確認していただきまして、これからの問題に関する限り質問は終了したのであります。はたしてそうであるのかどうか。この点明確に伺いたい。

なお、おわかりにくいようでありまして、若干申し添えますが、話はさかのぼりますけれども、前国会に義務教育学校職員法を出しました経緯の一つには、当然この法律が現存しておつたわけでありまして、でありますから、いわゆる国庫負担法の運用として、この法律で欠陥がないということでありましたならば、義務教育学校職員法の半分と私は申したいのですが、これは当然財政法を含んでおるのでありますから、その点に対する特別な立法措置というものは全然いらなかつたわけでありまして、いらないということならば、なぜ必要なのを出したかという問題にこれは触れて参るのであります。つまり、いまいしくこれは具体的にお伺いをいたしておきたい。

○大達国務大臣 私先ほど申し上げましたのは、現行法が改正せられない限りそうあるべきだということを申し上げたのであります。それにかわるべき他の法律案もしくはこれを改正する法律案が出た場合には、おのずからそれが成立した場合において違つて来ることはもちろんであります。先ほど富裕府県と貧弱府県というふうなお話があつたようでありまして、それに関連して、またそのお気持での御質問と考へたのであります。半額国庫負担法には但書の規定があるように記憶し

ております。これがどういふふうにある適用されますか。特別の事情がある場合においては云々というふうな規定があるわけでありまして、この辺はどうかという特例を置くかという事は、関係方面とまだ結論を見ておりません。その点だけを申し上げておきます。

○辻原委員 詳しく論議するいとまはないのでございまして、ただいまの御答弁では非常に不十分であります。が、もう少し私も端的に聞いてみたいと思ふのです。今大臣のお話によれば、現行法律の範囲内においてそういうことの調整は可能だということをおわされたわけでありまして、そうであるならばそれでいいのであります。が、それ以外に、そういう財政法上の問題を別途法律等でいまいたひやられるような心組みをお持ちになるのか、あるいは現行法律の修正等をやつて、そうしてそうした問題を調整して行くかとお考へになるのか、あるいは具体的に申ししますと、この法律ができた当時、両院における審議の過程で明確になつておりました。富裕団体と貧弱団体等の問題が起るが、これに對しては今大臣が引用されました法律の最高限度云々というところで、将来にわたつて調整するということうなことは全然考慮せられておらない、今後行われる税制改正を考へて、その中でやつて行くかということをおわされておるわけなんでありまして、だから、いかなる方法によるのか、この点について私はお伺いをしておきたいのであります。から、全然そういうことを現在考慮されておらないのであれば、これはその通りお答を願ひたいし、その方針によりまして、この負担

法の運用というものが非常にかわつて参りますから、その点をひとつ明確に、ただいままでわかつております。範圍を大臣から御答弁を願ひたい。

○塚田国務大臣 現在の法律の範圍におきましては、御承知のように半額国庫負担法に基く政令で、できる限りの措置をいたします。しかし御指摘のように、十分調整がつかねる面もあるうと思ひますので、これは地方税制全般の改正とらみ合せて、その機会に十分考へ直したい、こういうふうに考へております。

○辻原委員 大体はつきりいたしましたので、最後に私も確認をいたしておきたいのであります。が、ただいまのお話によりますれば、この点はできる限り現行法律の範囲内でもつて調整等をはかる。いま一つは、それで不可能の場合には、将来にわたつての税制改正の中でこれを考慮して行くかというお話であります。から、これは少くとも今日財政法である国庫負担法の運用については、別途法律の必要はないというお考へで進まれている、こういうふうには私は了解をいたしましたのであります。が、そのように考へてさしつかえないかどうか、その点をいま一度お伺ひいたします。

○塚田国務大臣 現在の段階では、そういうふうな御了解願つてさしつかえないと思ひます。このようにお答へ申し上げます。

○辻原委員 大体終了しました。

○尾崎委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明日午前十時より開会いたします。

午後五時十五分散会

昭和二十八年五月二十九日印刷

昭和二十八年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局